

障害者スポーツ科学査読に関する内規

1. すべての投稿原稿は2名の査読者によって査読されるものとする。
2. 編集委員長は、投稿された論文の内容等を考慮して、専門分野に近い編集委員（担当編集委員）1名を選定する。
3. 担当編集委員は論文内容に応じて日本アダプテッド体育・スポーツ学会の会員の中から査読者2名を選定する。ただし、会員において該当者がいないと判断した場合には、担当編集委員と編集委員長が審議の上、会員外の査読者（外部査読者）に依頼することができる。この外部査読者の選定と調整は担当編集委員が行う。
4. 査読者は、査読論文が到着してから原則として2週間以内に査読結果を担当編集委員に報告する。
5. 査読者は、何らかの理由で期限内に査読できないと判断した場合は、その旨をすみやかに担当編集委員に連絡する。
6. 査読者から期限内に査読結果が報告されないときは、担当編集委員より催促する。さらに、査読結果が著しく遅延した場合、担当編集委員は査読者を交替させることができる。
7. 査読結果は「適当（修正不要）」、「適当（要修正・再査読不要）」、「適当（要修正・要再査読）」、および「不適当」のいずれかとする。「適当（修正不要）」以外の場合、査読者は具体的な修正点、意見等を付して報告する。
8. 査読者は可及的に「不適当」の評価は行わず、再査読と修正を繰り返すことによって、学術論文として発表できるよう努める。
9. 査読者が2名とも「不適当」と判断した場合は、論文の掲載を却下する。
10. 査読者の内1名が「不適当」と判断したときは、担当編集委員は3人目の査読者に査読を依頼する。担当編集委員は3人の査読者の結果を総合的に検討し最終的な判定を行う。
11. 論文の著者は、査読結果が「要修正」の場合、修正した論文を原則として3ヶ月以内に再提出しなければならない。
12. 担当編集委員は査読結果を編集委員長に報告し、論文が受理された場合は最終論文を編集委員長に提出する。
13. 査読が終了した論文の掲載決定は編集委員長が副編集委員長と協議し行う。
14. このほか査読に関して必要な事項は編集委員会決定する。

第1巻1号(2003年4月1日発行)より適用

全面改定:第9巻1号(2012年6月30日発行)より適用

2013年12月6日3項改定:第12巻1号(2014年6月30日発行)より適用

2015年1月5日より学会ホームページに公開